

2014年9月25日 第7回東職ランチオンセミナー

女性の活躍促進というけれど

大沢真理

東京大学社会科学研究所

アベノミクスと「女性の活躍」など

- 骨太方針2014および日本再興戦略改訂2014の策定(6月24日)などで打ち出す
- いっぽうで、復興戦略に乏しい女性の姿:復興推進委員会の提言(4月18日)、復興担当大臣のタスクフォース「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略(案)」(6月10日)
- 女性の活躍推進法案の審議会審議(8月初旬から)→臨時国会に提出を準備
- 子どもの貧困対策大綱の策定(8月29日)
- まち・ひと・しごと創生本部(9月12日に初会合)、同有識者会議(9月19日に初会合)→関連法案を臨時国会に提出

その間にも、剥がれ続けるメッキ

企業の景況感も悪化

公共工事未消化16兆円(過去最悪)、復興を阻害

「共有できる流れ」とアベノミクス

- 社会保障の機能強化の必要性：社会保障国民会議（2008）以来の「共有できる流れ」。男性稼ぎ主を前提する1970年代モデルから、「21世紀（2025年）日本モデル」へ（社会保障制度改革国民会議2013）
- アベノミクス（「骨太の方針2014」）では、社会保障の機能強化の方向性が希薄（財政健全化の文脈）。少子化対策は経済成長のため（閣議決定2014a）。8月29日に子供の貧困対策大綱（閣議決定2014b）。しかし、期待できない。
- アベノミクスの「成果」＝低所得層・ひとり親などに厳しい、円安は地方の中小企業に打撃

骨太方針2014等について

- 今後の4つの重要課題の1つとして「人口急減・超高齢化」への流れを変える。50年後も人口1億。
- 安定的な成長軌道に乗るため。
- 「子どもへの資源配分を大胆に拡大」: 具体的には第3子以降への重点的な支援。しかし、そもそも結婚難であり、結婚しても1人がやっと、という現状に合わない
- 社会保障改革は財政健全化の文脈。基調は「効率化・適正化」。機能強化にほとんど触れず
- 一応、子どもの貧困対策、最低賃金引き上げを含むが...
- 雇用・賃金が改善しているというが、実質では、現金給与総額が13か月連続で対前年同月比マイナス。2人以上世帯の消費もマイナス
- あまりにもあからさまな大企業優先(=東京優先)

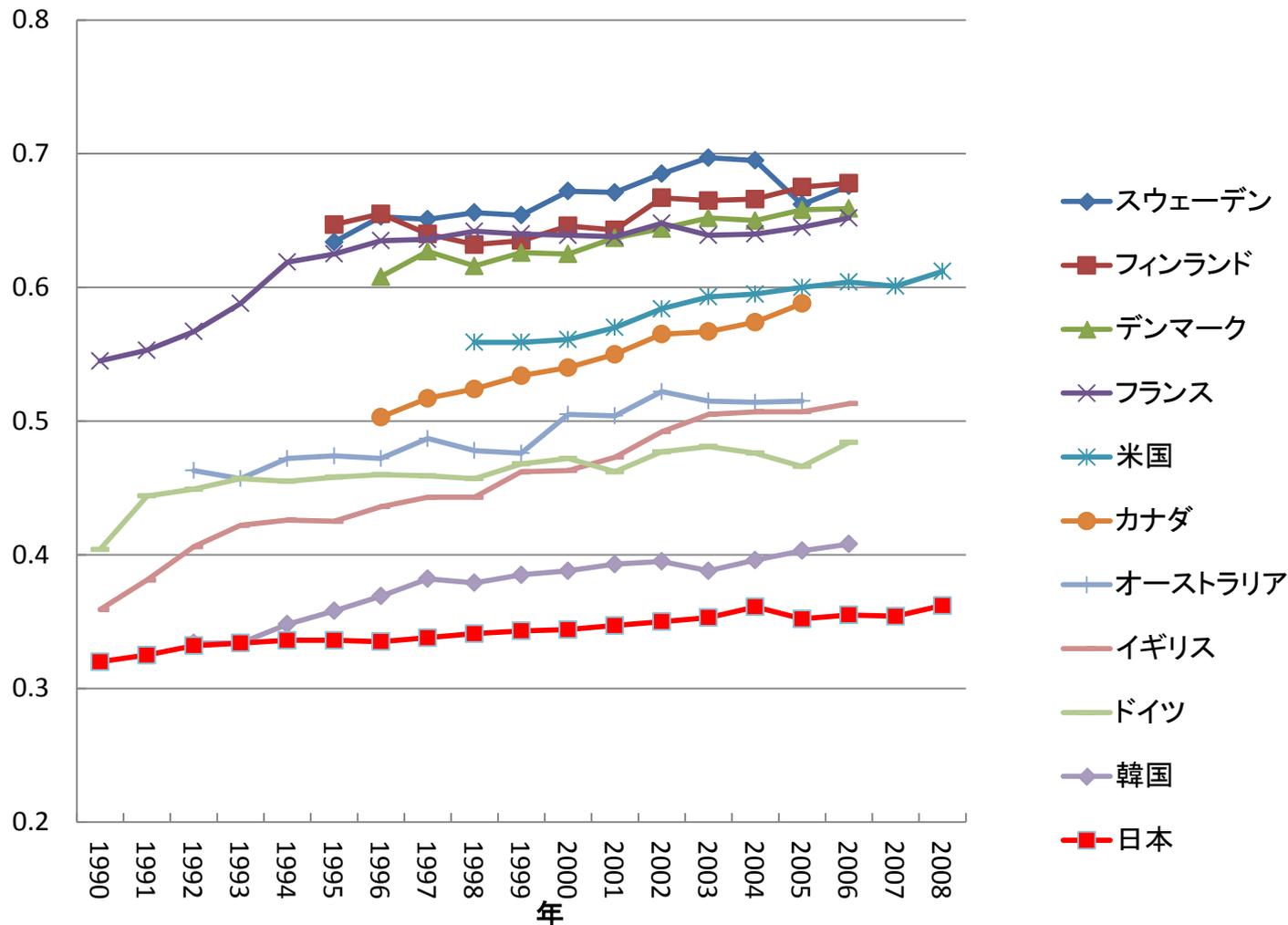
そもそもの現状：賃金総額の男女比の推移

注：就業者数，労働時間，時間あたり賃金ごとに

男性に対する女性の比率を計算し，掛け合わせることで計算

出所：男女共同参画白書平成22年版、第1-特-13図のデータから大沢が作成

日本女性の稼得力は主要国で最低、しかも停滞

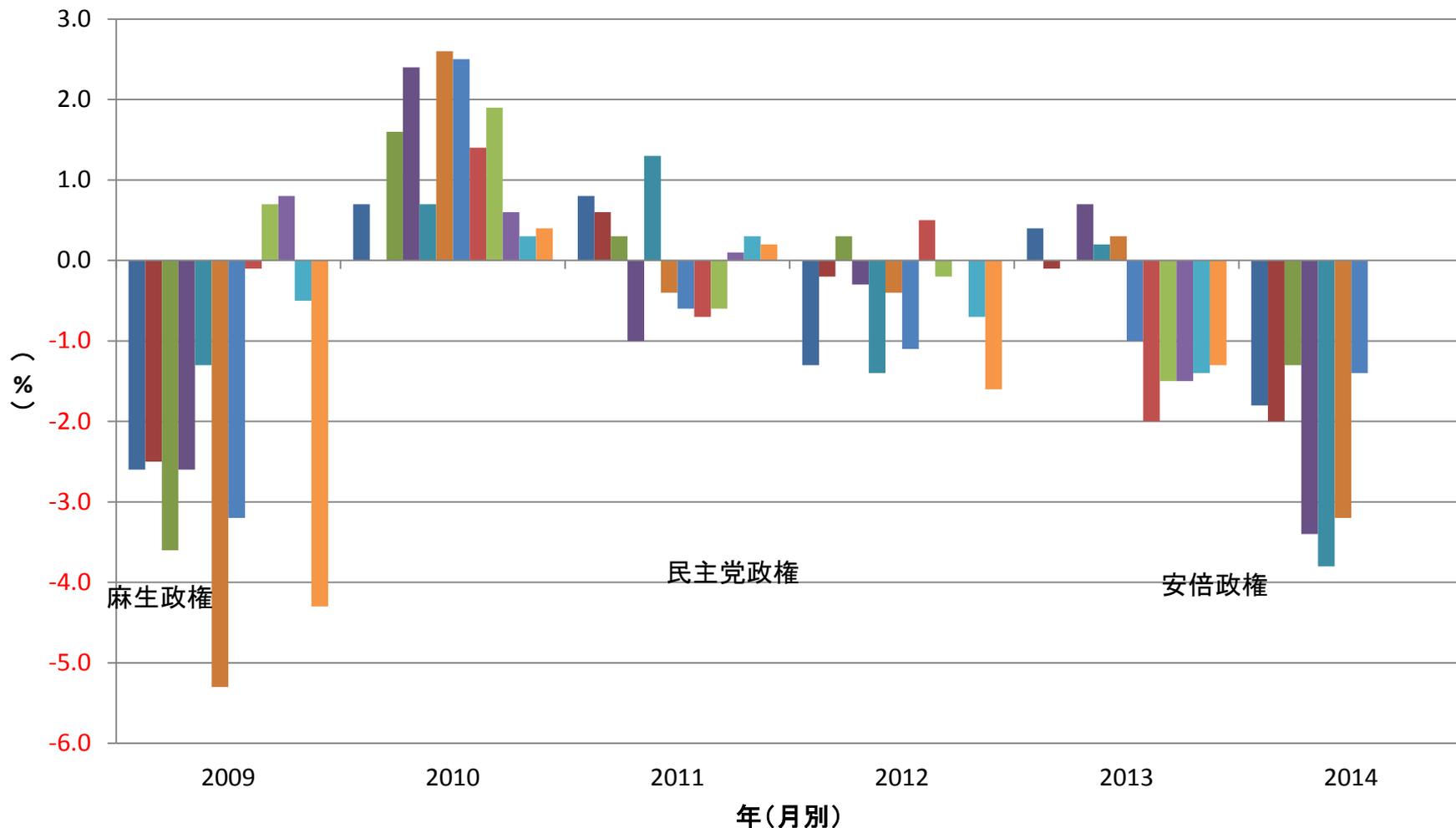


月別実質賃金指数

2010年平均＝100とする対前年同月の増減率

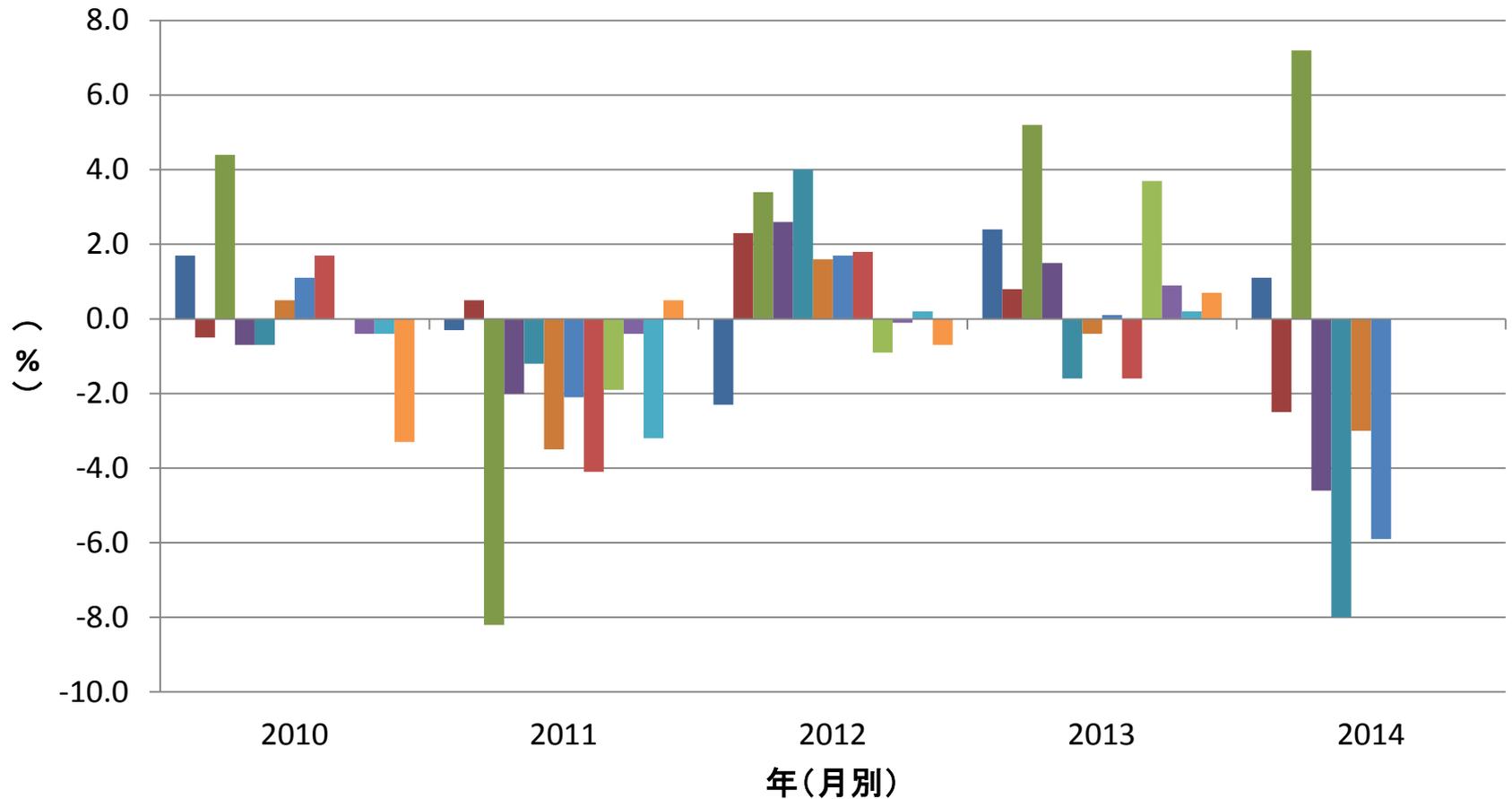
出所：毎月勤労統計より大沢が作成

安倍政権では13か月連続して、実質賃金指数がマイナス



月別の実質消費支出、2人以上世帯 対前年同月の増減率

出所：家計調査より大沢が作成



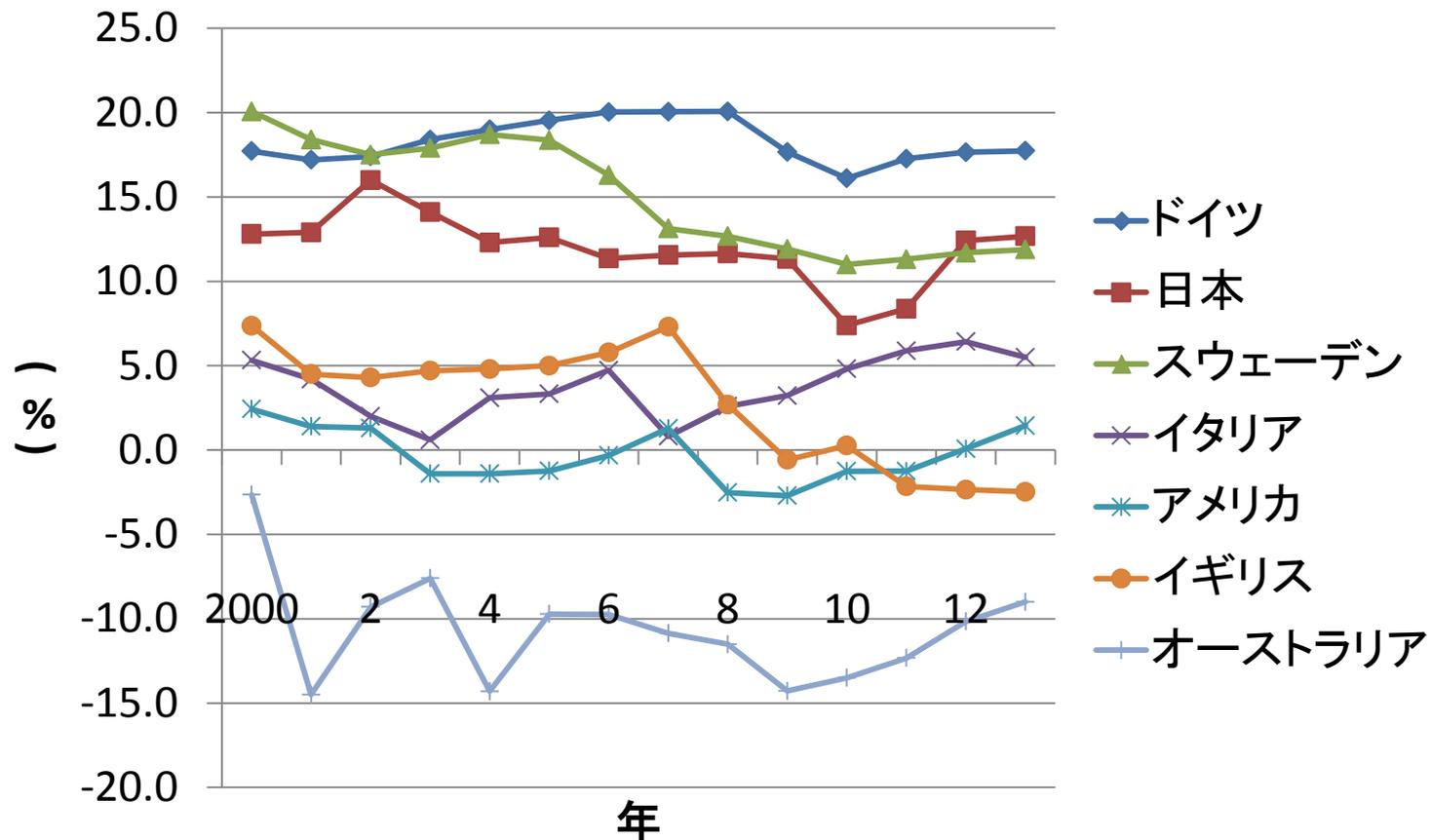
働くひとり親と子ども2人の世帯の負担率の推移

収入は平均賃金の67%と設定

日本のひとり親の負担は国際的にみて高い。「子ども手当」の導入により負担軽減(2010年)。自民党・公明党の要求による「児童手当」への変更、および年少扶養控除の廃止で負担激増(12年)。その後、実質賃金が低下し、消費税負担が増えた。

注：負担(所得税＋社会保険料－社会保障現金給付)が税込み収入に占める比率

出所：OECD 2010: Table II .4c; OECD 2014: Table II .4cより大沢が作成



ひとり親(子ども2人)の税・社会保障の純負担、2013年
粗賃金収入が平均賃金の67%と設定
%は粗賃金収入にたいする比率

出所: OECD *Taxing Wages 2014*, Part IIIより大沢が作成

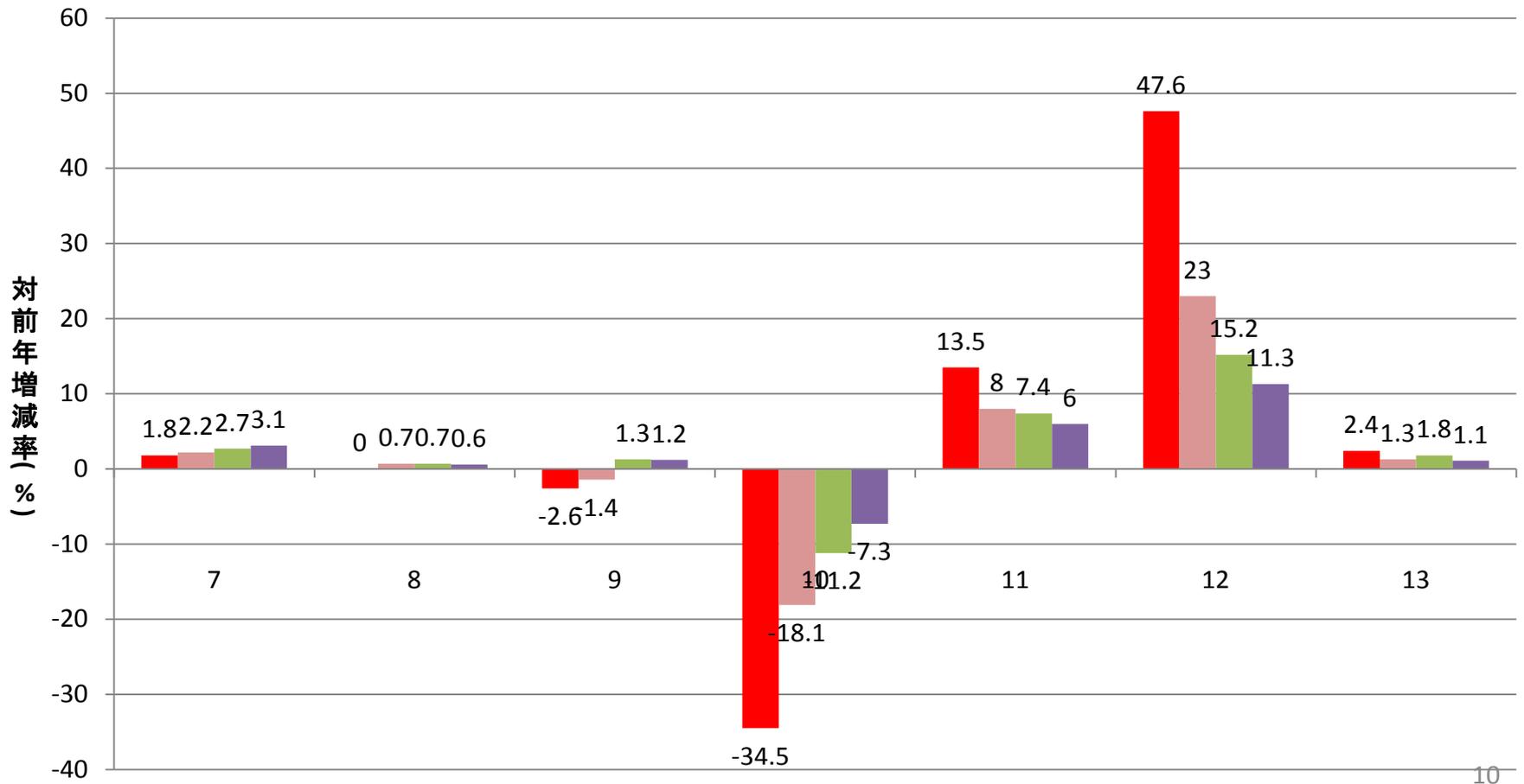
	税の控除 (○は給付つき)	所得税 a	雇用者の社会保険料 b (事業主の社会保険料)	子ども手当 c	純負担 a+b-c
ドイツ	○: 所得控除<税額控除	- 2.4%	20.2% 事業主がほぼ同じ額	なし	17.7%
日本	年少扶養控除を 2011年に廃止	6.1%	13.9% 事業主がほぼ同じ額	7.3%	12.7%
スウェーデン	○: 税額控除<所得控除	15.2% 国税はマイナス 地方税が重い	7% 事業主が4倍近い額	10.3%	11.9%
イタリア	○: 所得控除<税額控除	9.5%	9.5% 事業主が3倍以上の額	13.5%	5.5%
アメリカ	○: 税額控除<所得控除	- 6.2%	7.7% 事業主が1.4倍の額	なし	1.4%
イギリス	○: 税額控除<所得控除	- 3.1%	8.1% 事業主がほぼ同じ額	7.4%	- 2.5%
オーストラリア	○: 少額の税額控除	17%	0% 事業主のみ賃金税	26%	-9%

子どもがいる世帯の負担率の対前年増減率

注：子どもは2人。収入は平均賃金に対して、ひとり親が67%、片稼ぎが100%、カップルの1人が100%で他方が33%、カップルの1人が100%で他方が67%の4ケース。負担率は、粗賃金収入に対する負担（所得税＋社会保険料－社会保障現金給付）の比率

出所：OECD 2014: Tables II.4.c., II.5.c., II.6.c., II.7.c.より大沢が作成

■ ひとり親(67) ■ 片稼ぎカップル(100) ■ 100+33 ■ 100+67



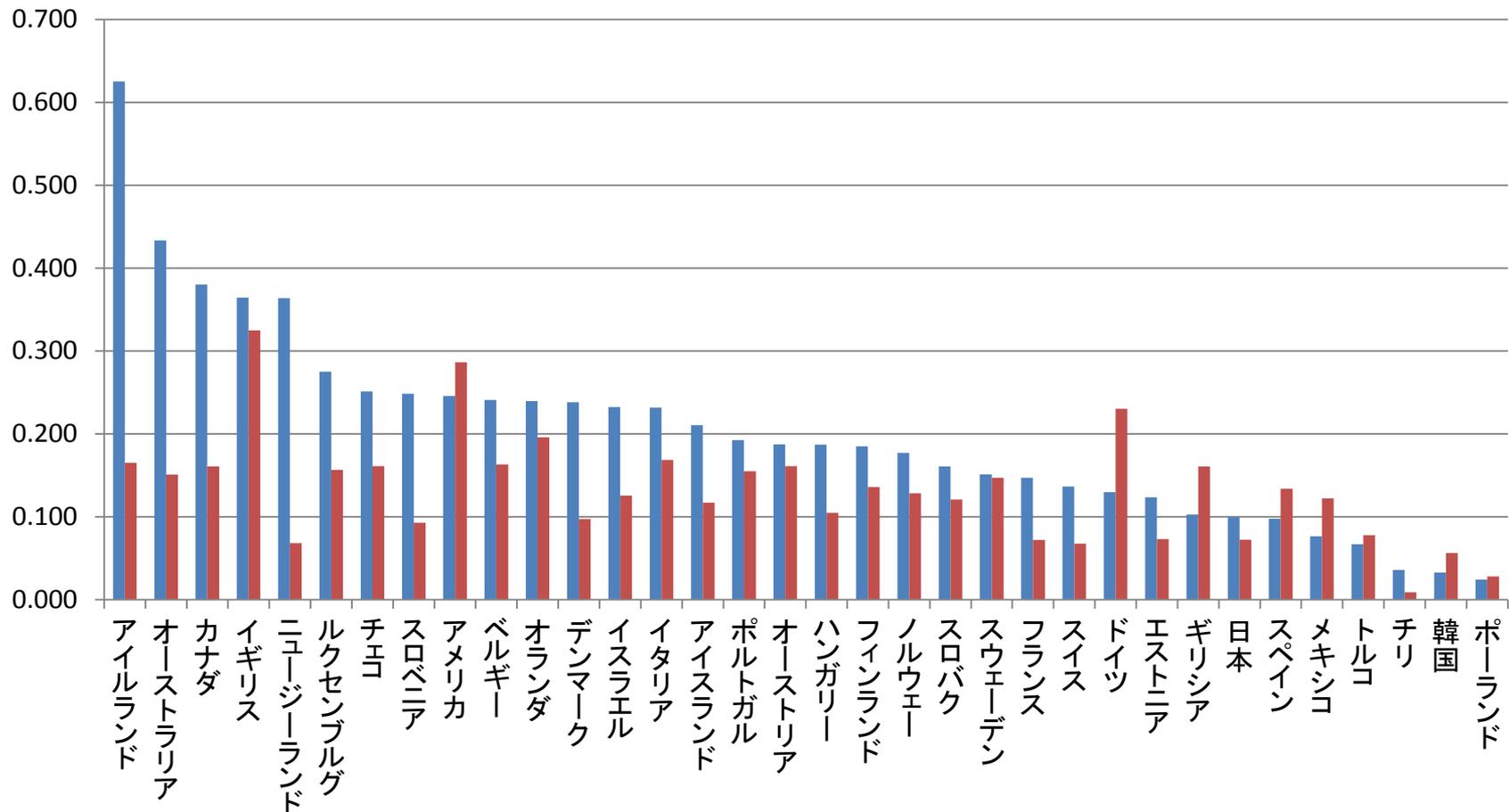
全般的な平均負担率累進度、個人所得税とタックスウェッジ ひとり親と子ども2人の世帯、2011年

注：タックスウェッジ＝個人所得課税＋労使の社会保険料負担－社会保障現金給付

出所：OECD 2013: Figure S7-Bのデータより大沢が作成

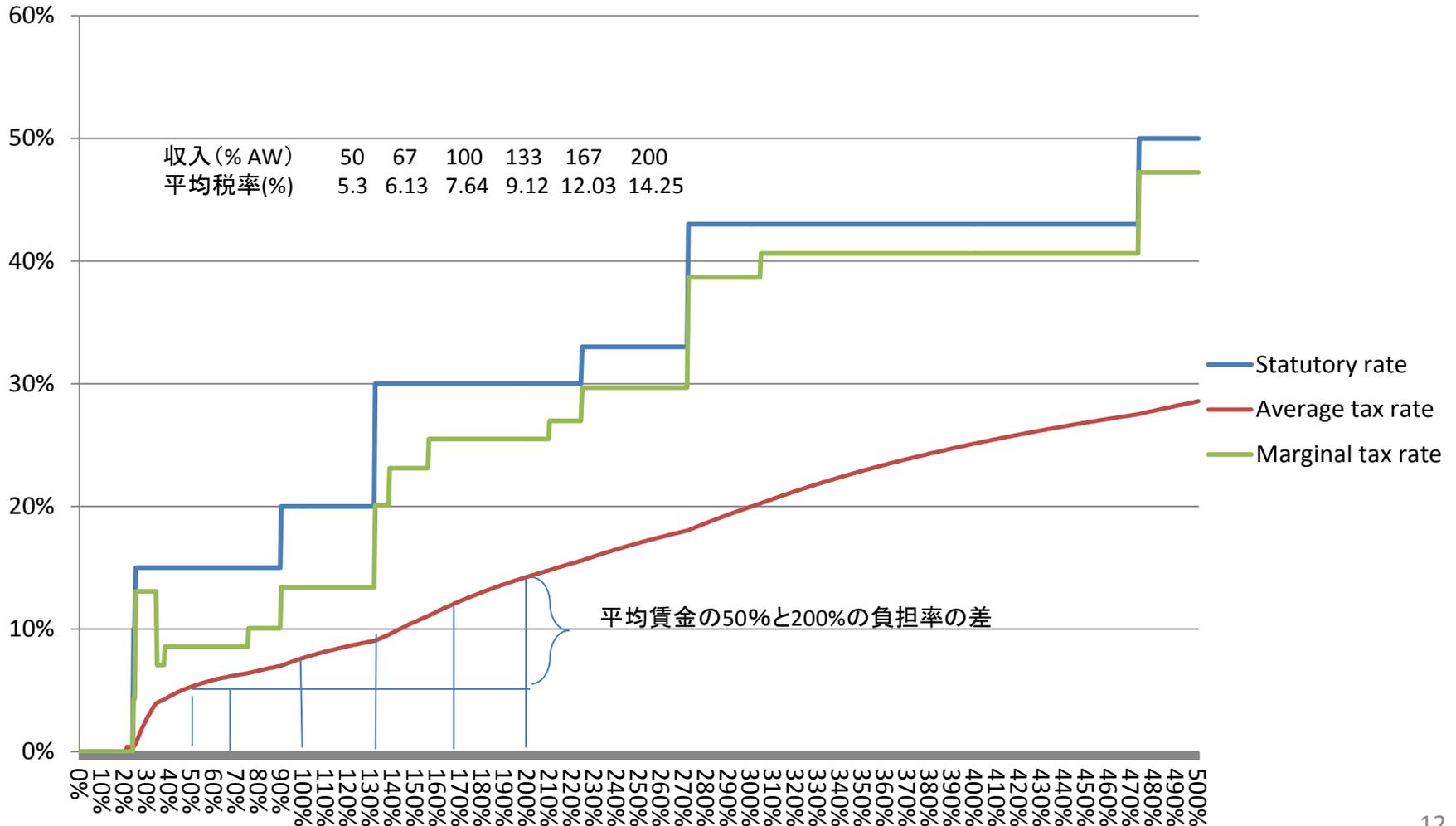
累進的とは：高所得者が相応の負担、給付は低所得者に厚い

■ タックスウェッジ 50%-200% ■ 個人所得課税 50%-200%



平均税率や負担率の累進度とは？ 日本、2010年

高所得者が相応に負担し、給付が低所得者に厚いなら、
累進的

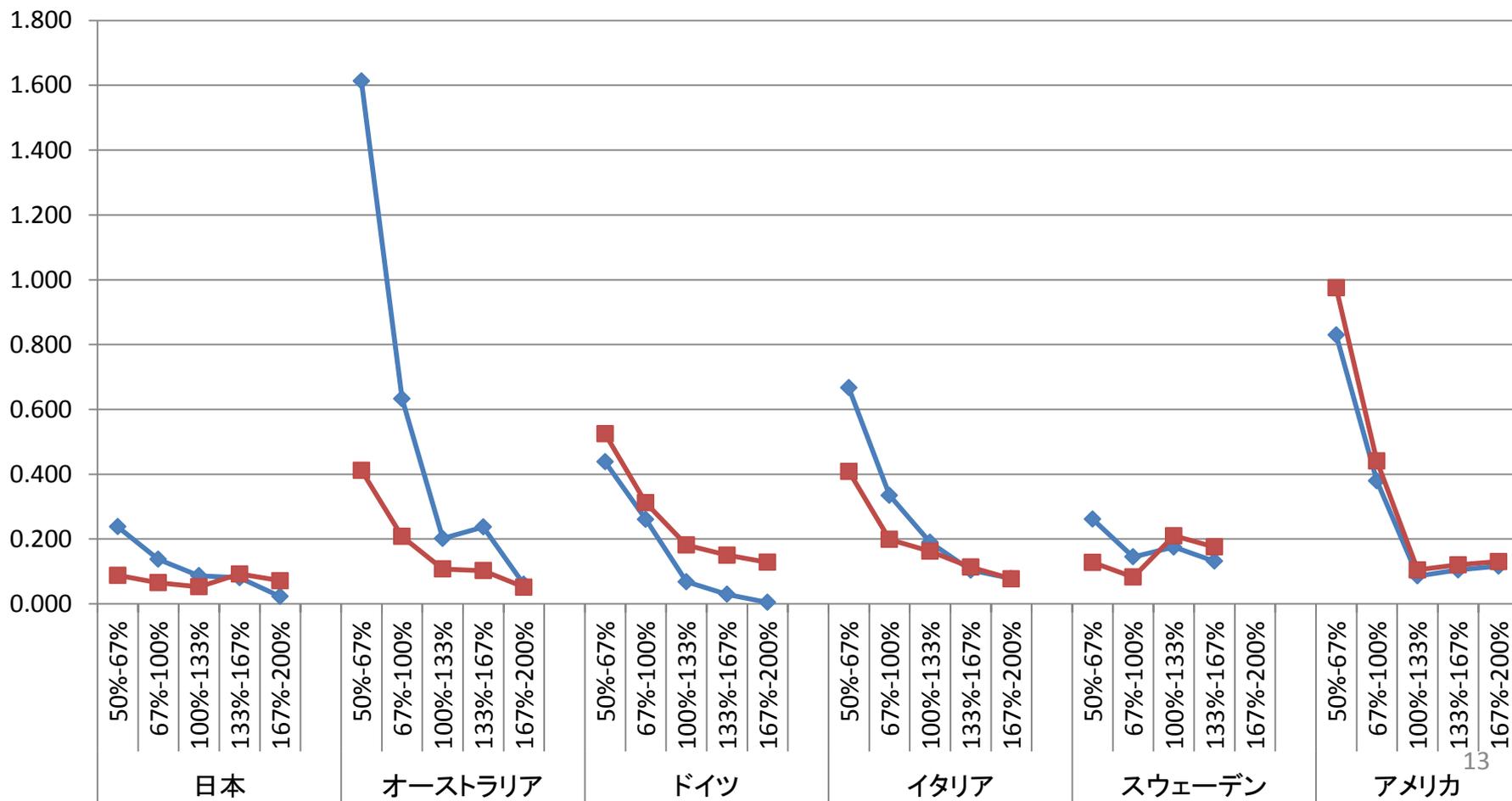


各所得段階のあいだの所得税とタックスウェッジの累進度、 ひとり親と子ども2人の世帯、2011年

注：所得は平均賃金にたいする比率。

出所：OECD 2013: Figure S.A.2のデータより大沢が作成

◆ 平均タックス・ウェッジの累進度 ■ 個人所得税の平均税率の累進度



各所得段階のあいだの所得税とタックスウェッジの累進度の変遷、ひとり親と子ども2人の世帯

注：所得は平均賃金にたいする比率

子ども手当は比較的低所得のあいだの累進度を引き上げた。児童手当への変更と年少扶養控除の廃止で累進度低下

出所：OECD 2013: Figure S.A.2のデータ；OECD 2014: Figure S.E. 2 of Annex S.E and Figure S.F. 2 of Annex S.Fのデータより大沢が作成

◆2000 ■2011 ▲2012

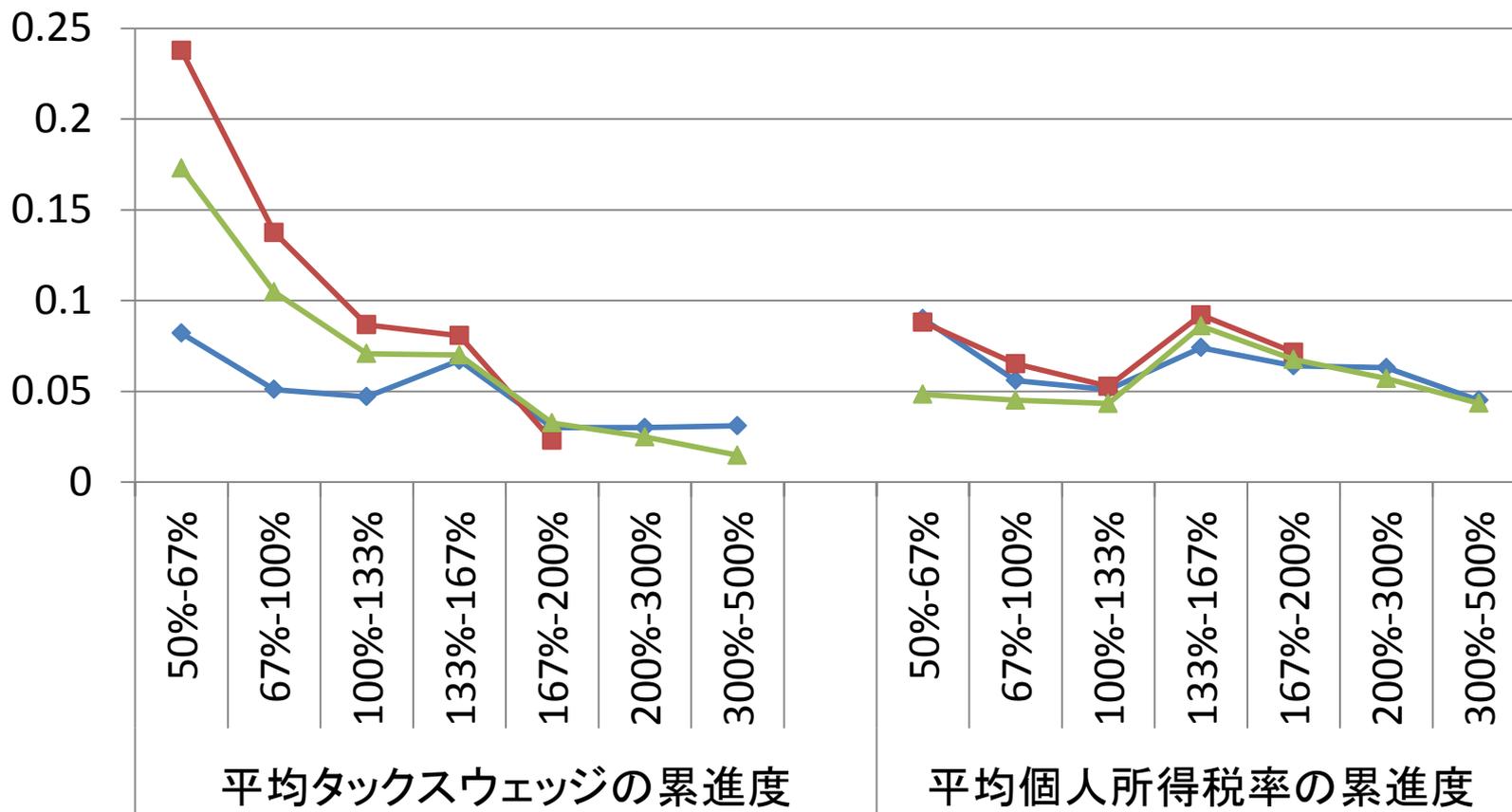
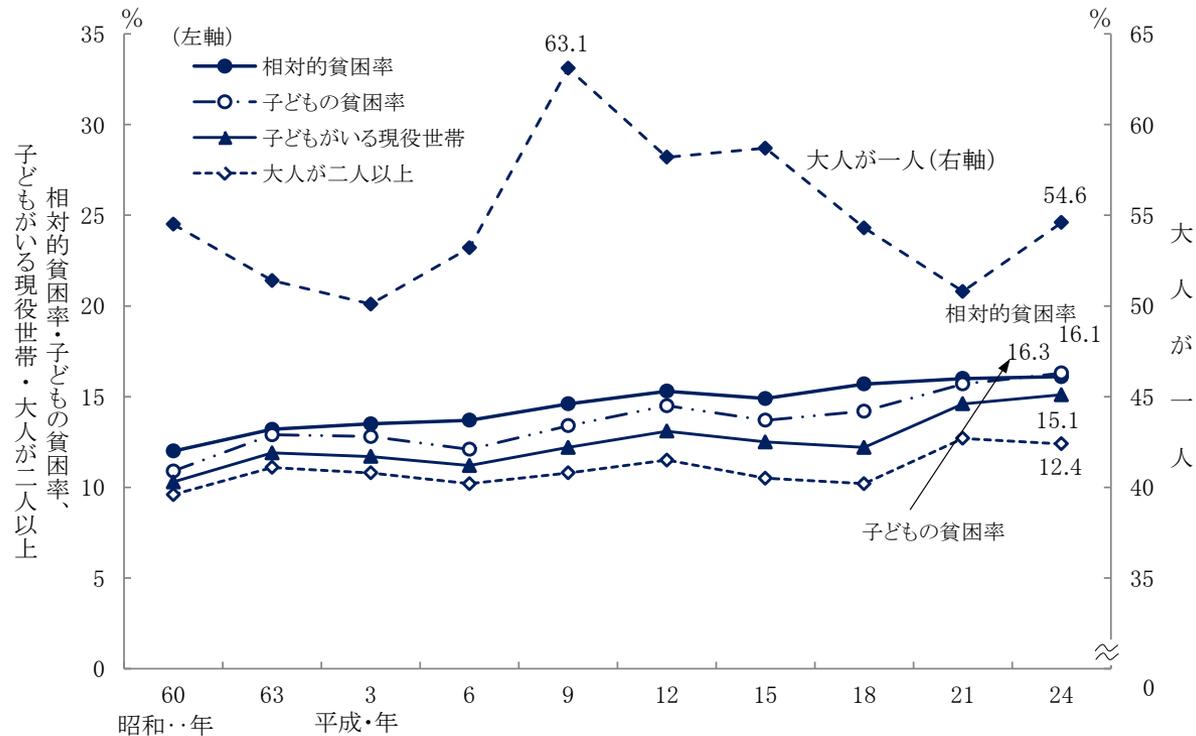


図 貧困率の年次推移

出所：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」より引用。

貧困基準自体が低下したことで、事態は深刻。とくにひとり親世帯での急増、子どもが全人口を超えたこと。

ひとり親世帯での急増の要因は、スライド8－10が示唆。

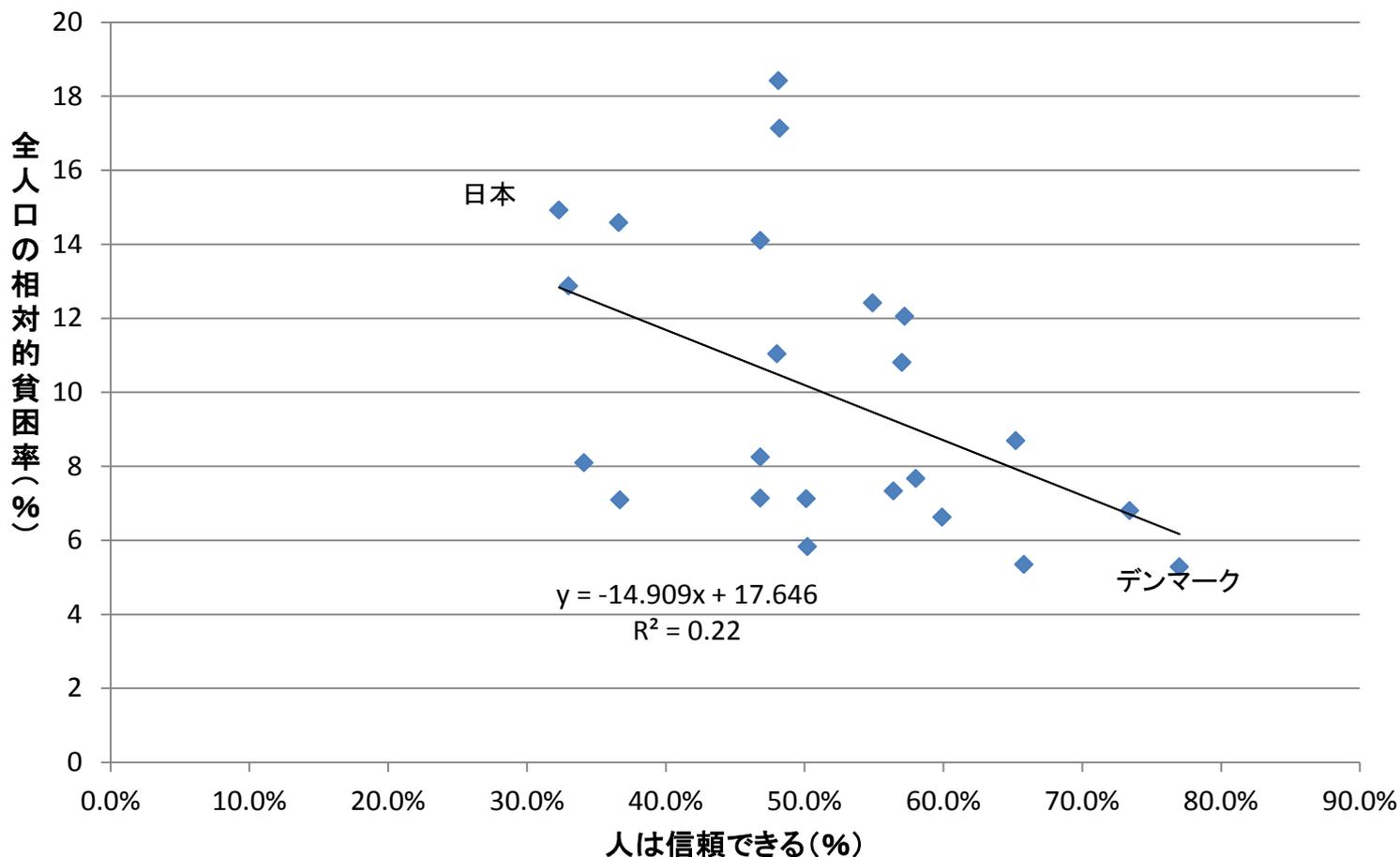


- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図2-2 貧困率が高い社会では他人への信頼感が低い →災害などへの抵抗力・回復力も低くなる。

信頼は日本が最低の32.3%で、貧困率は3番目に高い。

出所：信頼は、International Social Survey Program, “Citizenship 2004,” Q43、相対的貧困率はOECD StatExtractsの05年の数値より作成。



子供の貧困対策大綱(8月29日閣議決定) どこが不十分か

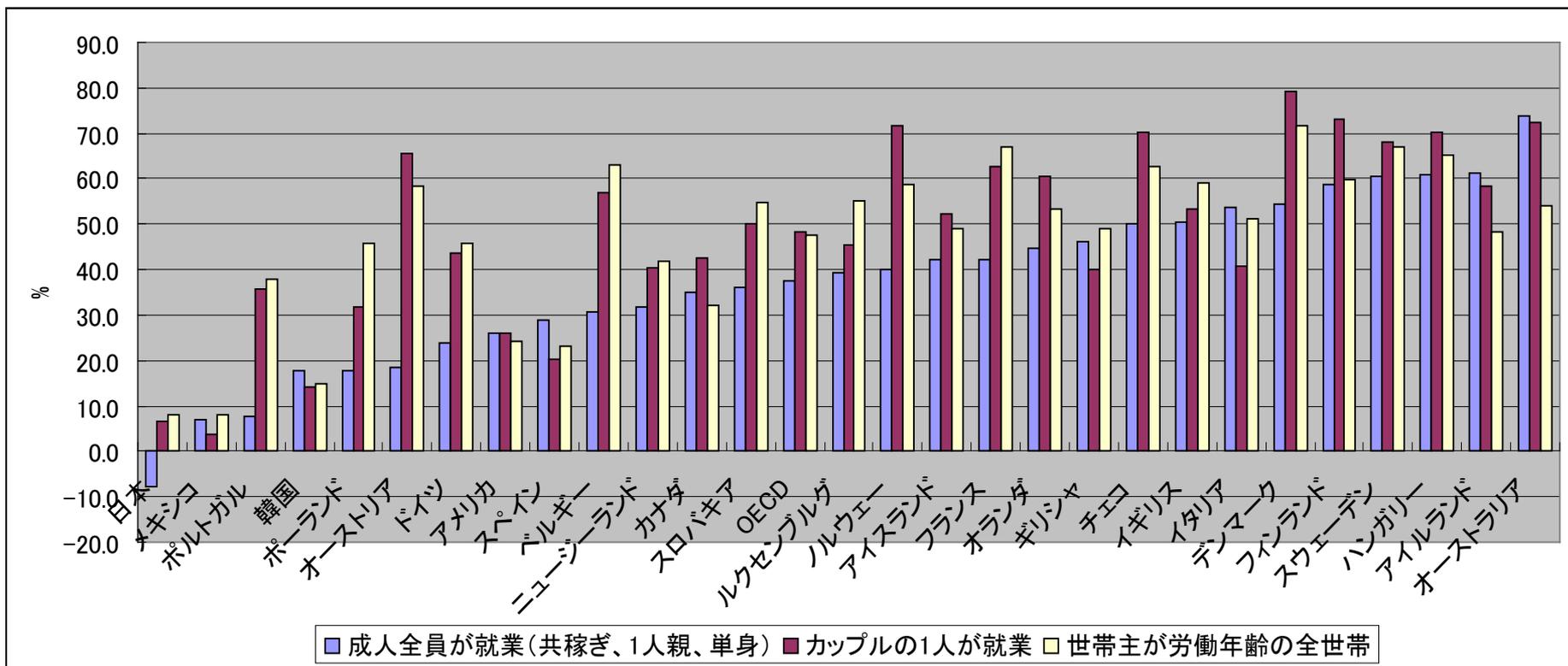
- 子どもの貧困率の削減目標がない
- 給付型の奨学金(大学)を見送り
- 児童扶養手当の増額延長も見送り
- 子どもの貧困にかんする「25の指標」: 指標の対象が狭い。生活保護世帯の子ども(30万人弱)や児童養護施設で暮らす子ども(3万人)に関するものが主な指標。貧困状態にある子どもは350万人
- 質的指標(相対的剥奪)がない: 本や屋外レジャー用品、課外活動や交際への参加

日本では現役世帯で成人が全員就業すると(共稼ぎ、ひとり人親、単身)、**貧困削減率はマイナス**(OECD諸国で唯一)

注)成人全員が就業している世帯についての削減率が低い順に左から

出所: OECD 2009: Figure 3-9のデータから作成

類型による差が小さいのは、**アングロサクソン諸国と韓国、スウェーデン、ハンガリー。**



女性の活躍推進法案

(ポジティブアクションのための枠組み法?)

- 経済団体・使用者の主張: 人材活用は経営事項。女性の登用について数値目標を含む計画策定を義務づけることには反対。時限立法とすること。働き方について、「時間に問わず」評価する制度を要求。
- 運動側: あらゆるステージにおいてすべての女性を登用の主体とするポジティブアクションの義務付け。雇用慣行と性別賃金格差の是正を含めること。妊娠・出産・家族的責任との両立保障と不利益取り扱いの禁止の徹底。外国人家事労働者の導入に際しては、ILO家事労働者条約(189号条約)が求めている要件を充足させること
- 大沢のコメント: 日本の税・社会保障制度は、働くことや子どもを生き育てることを罰しているに等しい(貧困削減率がマイナス)。非合理極まりないネガティブ・アクション

参考文献

- OECD (2010) *Taxing Wages 2009-2010*, OECD.
- OECD (2013) *Taxing Wages 2013*, OECD.
- OECD (2014) *Taxing Wages 2014*, OECD.
- 大沢真理(2013)『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く—』有斐閣
- 閣議決定(2014a)「経済財政運営と改革の基本方針2014」2014年6月24日
- 閣議決定(2014b)「子供の貧困対策に関する大綱—全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して—」
- 社会保障国民会議(2008)「中間報告」2008年6月19日
- 社会保障制度改革国民会議(2013)「社会保障制度改革国民会議 報告書—確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋—」2013年8月6日